^{令和4年 第11回 ふじみ野市農業委員会総会議事録}														
招集日時令			令和4年11月25日			開会場所			ふじみ野市役所本庁舎5階 A大会議室					
開会の日時		開会		令和4年1		1月2	月25日		午後1時30分 議長					
及び宣告者		閉会		令和	14年1	1月2	5日 午後2時3分 議長							
議	議長 粕谷 雄一													
No.		氏	ì	名		出欠	No.			氏	2	名		出欠
1	久	保田	ì	青		出	1 ()	鈴	木	智	之		出
2	柳	JII	嗣	於		出	1 1	L	浅	海	伊包	生男		出
3	横	山	_	明		出	1 2	2	岡	部	时	召		出
4	嶋	田	利	行		出	1 3	3	谷	田	峰	男		出
5	原	田	-	-		出	1 4	1	粕	谷	雄	_		出
6	近	藤	広	巳		出	1 5	5	有	Щ	茂	幸	(最)	出
7	岸		勇			出	1 6	5	宮	寺	康	夫	(最)	出
8	神	木	Ţ,	支		出	1 7	7	新	井	正	_	(最)	出
9	塩	野	和	義		出								
出	席者	新	農	業	委 員		定	*	女 1 4	1名	出席	者	1 4	名
			農	地利月	用最適化	推進委	員 定	*	女 :	3名	出席	者	3	名
	静	事	参与	(説明]者)					書	Î	記		
	葛	籍貫	智	洋										
	島	計 村	雄	大										
	有	i 山	俊	夫										
	创	塚	勝	貴										

その他重要と認める事項		
	上記会議の結果を記載し、その相違な 署名します。	きを証するためここに
	令和4年1	1月25日
	議長	印
	署名委員	印
	署名委員	印

		ふじみ野市農業委員会会長は、令和4年11月25日、午
		後1時30分、ふじみ野市役所本庁舎5階A大会議室に農業
		委員会を招集した。
日程第1	議長	議長は午後1時30分、委員の過半数が出席したので、開
		会を宣言した。
日程第2	議長	議事録署名委員に1番・17番委員を指名する。
日程第3	議長	日程第3、報告第24号、農用地利用集積計画の利用権設定
日程第4		の取下げについて、1件を報告します。
		日程第4、報告第25号、農地中間管理事業に伴う農用地利
		用配分計画の取下げについて、1件を報告します。
		事務局に報告書の朗読を求めます。
	事務局	報告書朗読。
	議長	質疑を求めます。
	全委員	なし。
	議長	報告案件ですので、報告第24号及び報告第25号について
		終了します。
日程第5	議長	日程第5、報告第26号、農地法第3条の3第1項の規定に
		よる権利取得の届出に関する件、2件を報告します。
		事務局に報告書の朗読を求めます。
	事務局	報告書朗読。
	議長	質疑を求めます。
	全委員	なし。
	議長	報告案件ですので、報告第26号について終了します。
日程第6	議長	日程第6、報告第27号、農地法第4条第1項第8号の規定
		による農地転用届出に関する件、5件を報告します。
		事務局に報告書の朗読を求めます。
	事務局	報告書朗読。
	事務局	

議 長 質疑を求めます。 全委員 なし。 議 長 報告案件ですので、報告第27号について終了します。 日程第7 長 日程第7、報告第28号、農地法第5条第1項第7号の規定 議 による農地転用届出に関する件、3件を報告します。 事務局に報告書の朗読を求めます。 事務局 報告書朗読。 議 長 質疑を求めます。 全委員 なし。 報告案件ですので、報告第28号について終了します。 長 議 日程第8 議 長 日程第8 議案第27号、農地法第4条の規定による許可申 請に関する件、1件を議題とします。 事務局から議案の朗読及び説明を求めます。 事務局 議案書朗読、説明。 申請人は、市内の賃貸アパートにて生活しており子供の成長 につれ住まいも手狭になってきたため住宅の建築を計画して います。近隣で市街化区域内でも適地を探しましたが条件に合 う土地がなかったためこの土地を申請地と考えました。申請地 は親が居住する大井武蔵野からも近く、子の面倒を見てもらえ 将来的に親の面倒を見るにも環境が良い土地です。 農地の区分は、水道管、公共下水管又はガス管のうち2種類 以上が埋設されている道路の沿道の区域であり、また、農地か ら500メートル以内に2以上の教育施設、医療施設、公共施 設等が存在しますので、第3種農地と判断します。 この案件について、現地調査を行った委員さんから説明をお 議 長 願いします。

15 番委員

11月17日に13番委員、事務局の3人で現地調査を行いました。道路の水道工事による残土が端の方に少しありましたが草はなく、特に問題ないと思います。

議長

地元委員さんは何かありますか。

12 番委員

小石が入った土が少しある状態でした。転用後において近隣 の農地には影響無いと思います。

議長

質疑はありますか。

全委員

なし。

議長

質疑がないようでしたら、承認してもよろしいですか。

全委員

異議なし。

議長

異議なし賛成により、原案のとおり許可相当として県知事に 意見を送付します。

議案第27号について終了します。

日程第9

議長

日程第9、議案第28号、農地法第5条の規定による許可申 請に関する件、3件を議題とします。

1番の案件について、事務局から議案の朗読及び説明を求めます。

事務局

議案書朗読、説明。

受人は、昭和18年に設立した化学製品の製造会社です。製品としては、紙おむつ、農業用肥料、自動車バンパー、水族館や飛行機の窓ガラスなどです。近年では業績が順調に上がってきており、倉庫の増設が必須になってきました。今回の申請地の土地所有者に相談した結果、合意することができました。

申請地は本社に隣接しており、安全性や利便性を含め最適地であると考えています。

農地の区分は、概ね 10 ヘクタール未満の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第2種農地と判断します。

議 長 この案件について、現地調査を行った委員さんから説明をお 願いします。

15番委員 11月17日に13番委員、事務局の3人で現地調査を行いました。草がありましたが、近隣の農地には特に問題は無いと思います。

議 長 地元委員さんは何かありますか。

12番委員 近隣の農地には影響は無いと思います。

議 長 質疑はありますか。

5番委員 3筆全でが3名の共有所有なのか。

事務局 │ 共有ではなく一筆毎それぞれの所有となります。

議 長 他に質疑はありますか。

全委員しなし。

議 長| 質疑がないようでしたら、承認してもよろしいですか。

全委員 異議なし。

議長 異議なし賛成により、原案のとおり許可相当として県知事に 意見を送付します。

議長 2番の案件について、事務局から議案の朗読及び説明を求めます。

事務局 議案書朗読、説明。

申請人は、現在本社と隣接している土地に駐車場と資材置場 として借りています。その土地の一部を貸主が売却することに なったため立ち退くことになりました。

近隣で土地を探したところ、今回の申請地が利便性を含め最 適地であると考え申請することになりました。

農地の区分は、概ね10~クタール未満の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第2種農地と判断します。

議 長 この案件について、現地調査を行った委員さんから説明をお 願いします。

13 番委員

11月17日に15番委員、事務局の3人で現地調査を行いました。特に問題ないと思います。

議 長

地元委員さんは何かありますか。

10 番委員

草が少しある状態でした。転用後において近隣の農地には影響無いと思います。

議長

質疑はありますか。

全委員

なし。

議長

質疑がないようでしたら、承認してもよろしいですか。

全委員

異議なし。

議長

異議なし賛成により、原案のとおり許可相当として県知事に 意見を送付します。

議長

3番の案件について、事務局から議案の朗読及び説明を求めます。

事務局

議案書朗読、説明。

申請人は、賃貸アパートにて生活しており子供の成長につれ 住まいも手狭になってきたため住宅の建築を計画しています。 近隣で市街化区域内でも適地を探しましたが条件に合う土地 がなかったため、義理の母に相談し貸していただけることとな りこの土地を申請地と考えました。申請地は隣地に親が居住し ており、子の面倒を見てもらえ、将来的に親の面倒を見るにも 環境が良い土地です。

農地の区分は、おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の 農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。

なお、第1種農地は農地転用が原則不許可になりますが、3 戸以上の集落に接続しているため第1種農地の例外基準は満 たしています。

議長

この案件について、現地調査を行った委員さんから説明をお 願いします。 15 番委員

11月17日に13番委員、事務局の3人で現地調査を行いました。資材がある状態でしたが、本日、是正済との連絡が事務局からありましたので、問題ないと思います。

議長

地元委員さんは何かありますか。

12 番委員

本日、事務局2名と現地を確認したところ、きれいになって いました。転用後においても問題ないと思います。

議長

質疑はありますか。

全委員

なし。

議長

質疑がないようでしたら、承認してもよろしいですか。

全委員

異議なし。

議長

異議なし賛成により、原案のとおり許可相当として県知事に 意見を送付します。

議案第28号について終了します。

日程第 10

議長

日程第10、議案第29号、生産緑地に係る農業の主たる従 事者についての証明について1件を議題とします。

案件について事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局

議案書朗読、説明。

生産緑地法では買取り申出できる条件として、生産緑地に指定されてから30年が経過した場合と、農業の主たる従事者が死亡した場合と、農業の主たる従事者に農業従事を不可能とさせる故障が生じた場合の3つがあり、本案件は主たる従事者の故障によるものです。

また、共有者の方は農業に従事しておらず、この買取申出に 関して同意しています。

今後の流れについて、今回の主たる従事者証明について承認 されると、買取り申出者は市に対して買取り申出を行い、市が 公園や緑地等として買取りしない場合には、市から農業委員会 へ斡旋の申出を行います、そして買取希望が無い場合は生産緑 地が解除されることとなります。

議 長 この案件について、現地調査を行った委員さんから説明をお 願いします。

15番委員 11月17日に13番委員と事務局の3人で現地確認を行いました。きれいに耕うんされていて、特に問題はないと思います。

議 長 地元委員さんは何かありますか。

議 長 質疑はありますか。

8番委員 残りの持分の方もこの申請に同意されているということで すが、全てが解除になっていくのか。

事務局 そのとおりです。

議 長 他に質疑はありますか。

全委員しなし。

議 長 質疑がないようでしたら、議案第29号の案件について承認 してもよろしいですか。

全委員 異議なし。

議 長 異議なし賛成により、議案第29号の案件につきましては原 案のとおりに決定します。

議案第29号について終了します。

議 長 本日の報告並びに議案全てについて、慎重審議していただき ましてありがとうございました。これをもちまして、令和4年 第11回ふじみ野市農業委員会総会を閉会とさせていただき ます。

(終了 午後2時3分)